



和光市

ひとり親家庭のしおり



©和光市

和光市役所 子どもあんしん部 ネウボラ課

〒351-0192 和光市広沢1-5

電話 048-424-9140 (手当医療担当)

E-mail: d0600@city.wako.lg.jp

もくじ

児童扶養手当・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ひとり親家庭等医療費助成制度・・・・・・・・	3
資格を取得する（ひとり親家庭自立支援事業）・・・・	5
・高等職業訓練促進給付金等事業	
・自立支援教育訓練給付金事業	
仕事を探す ・・・・・・・・・・・・・・・・	6
・和光市ふるさとハローワーク	
・公共職業安定所（ハローワーク朝霞）	
・和光市くらし・仕事相談センター「すてっぷ」	
・ハローワークマザーズコーナー	
・埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター	
・埼玉県立職業能力開発センター	
・埼玉県女性キャリアセンター	
母子・父子並びに寡婦福祉資金貸付制度・・・・・・・・	7
学費の援助制度いろいろ・・・・・・・・・・・・	9
・母子・父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 （対象校：就学支度金→小学校～大学） （対象校：修学資金→高等学校・短大・大学・高専・専修学校）	
一般的に利用されている学費の援助制度・・・・・・・・	9
・就学援助制度（対象校：小学校・中学校）	
・入学準備金融資制度	
・高校生の学費負担を支援します・・・・・・・・	10
・高等学校等にかかる教育費とそれぞれの修学支援制度	
・国公立高等学校に進学する生徒への修学支援制度・・・・	11
入学料・授業料に関する支援制度	
授業料以外の教育費に対する支援制度（給付）	

・私立高等学校に進学する生徒への修学支援制度	12
入学料・授業料・施設費に関する支援制度	
授業料以外の教育費に関する支援制度	
・進学前に申し込む修学支援制度(国公立・私立共通)(貸付)	13
・日本学生支援機構奨学金制度	14
(対象校:高等学校・短大・大学・高専・専修学校)	
・国のローン	
・大学の奨学金	
・幼稚園の入園料	15
経済的な支援・助成制度	16
・JR 通勤定期乗車券の割引制度	
・県営住宅抽選時の優遇制度	
・国民年金の保険料免除制度	
・遺族年金	
・税法上の優遇制度	
・ニュー福祉定期預金	
・少額貯蓄非課税制度	
ひとり親のための施設など	17
・埼玉県西部母子福祉センター	
・(公財)埼玉県ひとり親福祉連合会	
・埼玉県配偶者暴力相談支援センター(婦人相談センターDV相談担当)	
・母子生活支援施設	
相談機関・関係機関	18
・法テラス埼玉	
・さいたま家庭裁判所	
・埼玉弁護士会川越支部法律相談センター	
・公証役場	
・With You さいたま(埼玉県男女共同参画推進センター)	
・養育費等相談支援センター	
・所沢児童相談所	
和光市役所各課でのご相談	19



児童扶養手当



児童扶養手当は、父母の離婚などにより、父又は母と生計を同じくしていない児童が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図るための制度です。手当は申請が受理された日の翌月から支給対象となります。

1 手当を受けることができる人は・・・

次のいずれかに該当する子どもを育てている父、母、養育者に支給されます。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童（離婚、事実婚の解消など）
- (2) 父又母が死亡、又は生死不明である児童
- (3) 父又は母が一定の障がい（「父の障がいの基準」に該当）がある児童
- (4) 父又は母が法律により1年以上拘禁されている児童
- (5) 父又は母に1年以上遺棄されている児童
- (6) 母が婚姻によらない（未婚）で生まれた児童
- (7) 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

2 手当を受けることができない人は・・・

- (1) 申請者や児童が日本国内に住所を有しないとき
- (2) 児童が児童福祉施設、少年院（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき
- (3) 婚姻届を提出していないが、事実上婚姻関係と同様の状態（内縁関係など）のとき

3 手当の対象となる子どもは・・・

18歳になった年の年度末（3月31日）まで。

ただし、一定の障がいの状態にある児童は20歳の誕生日の前日までです。

4 所得制限額とは・・・

資格のある人は、所得のあるなしにかかわらず申請できます。

ただし、申請者や配偶者・扶養義務者（同居の親族）の所得制限額を超える場合は、手当の支給が一部支給又は停止になります。

扶養 人数	受給者本人の所得		配偶者・扶養義務者の 所得制限額
	全部支給制限額	一部支給制限額	
0	490,000円 (1,220,000円)	1,920,000円 (3,114,000円)	2,360,000円 (3,725,000円)
1	870,000円 (1,600,000円)	2,300,000円 (3,650,000円)	2,740,000円 (4,200,000円)
2	1,250,000円 (2,157,000円)	2,680,000円 (4,125,000円)	3,120,000円 (4,675,000円)
3	1,630,000円 (2,700,000円)	3,060,000円 (4,600,000円)	3,500,000円 (5,150,000円)
4	2,010,000円 (3,243,000円)	3,440,000円 (5,075,000円)	3,880,000円 (5,625,000円)

（ ）内は収入額の目安

- * 「児童扶養手当における所得額」は、収入から必要経費の控除を行い、養育費の8割相当額を加算した額です。
- * 所得制限額は、扶養人数等に応じて額がかわります。
- * 扶養義務者の範囲は、一緒に暮らしていて、生計が同一である直系血族（両親・祖父母・子など）及び兄弟姉妹です。
- * 所得の審査は、前年分所得（認定請求提出が1～9月の場合は、前々年）が対象となります。

5 手当の月額は・・・

手当は1年に6回、5月（3～4月分）、7月（5～6月分）、9月（7～8月分）、11月（9～10月分）、1月（11～12月分）、3月（1～2月分）に2か月分が支払われます。
支払予定日は11日で、11日が土日祝日にあたる場合は、その前日に支払われます。

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	44,140円	44,130円～10,410円
2人	10,420円を加算	10,410円～5,210円
3人以上	6,250円を加算	6,240円～3,130円

*一部支給の手当額は次の計算式によって計算されます。

*一部支給の計算式

- ◆ 第1子 $44,130\text{円} - \{(\text{受給者の所得} - \text{全部支給制限額}) \times 0.0235804\}$
- ◆ 第2子 $10,410\text{円} - \{(\text{受給者の所得} - \text{全部支給制限額}) \times 0.0036364\}$
- ◆ 第3子以降 $6,240\text{円} - \{(\text{受給者の所得} - \text{全部支給制限額}) \times 0.0021748\}$

※ { } 内は10円未満四捨五入

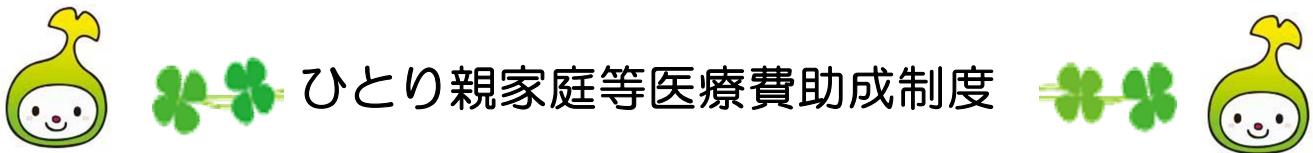
6 申請に必要な書類（新規請求）

- (1) 申請者戸籍謄本（離婚日が記載されているもので、発行から1ヶ月以内のもの。すぐに用意できない場合は、離婚届受理証明書で受付をしますが、後で戸籍謄本を提出していただきます。）
- (2) 子どもの戸籍謄本（親権者を定めた日が記載されているもので、発行から1ヶ月以内のもの）
- (3) 銀行の口座番号がわかるもの（申請者名義のもの）
- (4) 年金手帳
- (5) 申請者及び子どもの健康保険証（ひとり親家庭等医療費の手続きに使用します）
- (6) 身元確認書類（運転免許証、パスポート、在留カード 等）
- (7) その他必要書類

7 現況届

児童扶養手当を引き続き受給できるかどうか確認するために、毎年8月に現況届の提出が必要です。この手続きにおいて、その年の11月から翌年10月分までの手当額が決まります。対象者には7月下旬に通知をしますので、必ず内容をご確認ください。提出が遅れると手当の支給が遅れたり、手当の支給が停止されます。

★問い合わせ★ ネウボラ課 手当医療担当 048-424-9140



18歳（障害のある場合は20歳未満）までの児童を養育しているひとり親家庭の方が、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部を申請に基づき助成します。（児童扶養手当に準じた所得制限があります。）※ 手続きには健康保険証などが必要です。

【受給の方法】

1. 埼玉県内の医科・歯科・薬局で受診したとき（通院のみ）

ひとり親家庭等医療費受給資格証 と 健康保険証 を提示します。



窓口での支払いは 不要 です。（ただし、保険診療分に限ります。）

- (1) 受給資格証の提示は、毎回必ず行ってください。
- (2) 受給資格証の提示をしないで受診した場合は、窓口での支払いが必要となります。
- (3) 保険診療分が一つの医療機関（総合病院の場合は診療科目別）で1か月21,000円以上かかった場合は、窓口での支払いが必要となります。（月の途中で21,000円以上になった場合は、月の初めからの支払いが必要になります。）
- (4) 市県民税が課税されている世帯の方（高校生以上）は、対象者ごと、医療機関ごとに自己負担金として医療機関の窓口で1,000円／月までの支払いが必要となります。（薬局は除く。）
- (5) 夜間診療など通常の診療時間外に受診するときは、窓口での支払いが必要となる場合があります。

2. 上記以外で受診したとき

- 受給資格証の提示を忘れたとき
- 1か月に1つの医療機関で21,000円以上かかったとき
- 協定していない柔道整復（整骨・接骨）・鍼灸にかかるとき
- 埼玉県外等受給資格証を使えない医療機関を受診したとき



窓口での支払いが 必要 です。

受診者氏名・診療年月・保険診療点数（または総診療費）・医療機関名

の項目が記載された領収書を申請書に添付 → 診療月の翌月以降、

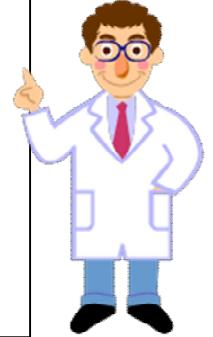
市役所又は各出張所へ提出してください

〈提出の方法〉

- (1) 領収書は、受診者、医療機関、診療月、入院、通院ごとに分けて申請書に添付してください。
- (2) 受付窓口は、市役所ネウボラ課の他に駅出張所・牛房出張所・白子吹上出張所・坂下出張所でもお預かりしています。また、郵送での受け付けもいたします。
- (3) 提出期限は、医療機関でのお支払い日の翌日から5年以内です。
- (4) 市県民税が課税されている世帯の方（高校生以上）は、対象者ごとに医療機関ごとに、通院1,000円／月、入院1,200円／日を差し引いた金額を支給します。（薬局は除く）

ひとり親家庭等医療費助成対象外の例

- ① 診断書などの文書料
- ② 自費で行った健診・予防接種
- ③ 薬の容器代など医療材料代
- ④ 病院等で支払う特定療養費
- ⑤ 入院時食事療養標準負担額
- ⑥ 第三者行為による傷病（交通事故など）
- ⑦ 他の法令に基づいて給付されるもの
(日本スポーツ振興センター法、学校保健安全法など)



入院等の高額療養費医療について

助成対象となる金額のうち、多額の医療費を支払ったときは、一定の額を超えた金額が高額療養費として、健康保険組合等を通じて支払われます。高額療養費の該当となる医療費の申請の場合、健康保険組合等からの支給明細書が必要になります。

また、同じ世帯の医療費を合算することによって高額療養費に該当する場合があります。この場合は受付時や電話等で状況の確認をさせていただくことがありますので、ご協力ください。

★現況届について

受給者の人は、1年に一度、現況届（更新手続き）の提出が必要になります。

（※ 毎年、12月中に通知いたします。）

なお、児童扶養手当を受給されている人は、児童扶養手当の現況届をもってひとり親家庭等医療費の現況届を省略することができます。

【手続きが必要なとき】

- 1 加入している健康保険組合が変わったとき
- 2 住所や世帯状況が変わったとき
- 3 他の市町村へ転出したとき
- 4 婚姻のためひとり親家庭でなくなったとき

上記の場合など、登録内容に変更があった場合には必ず届出をしてください。



★問い合わせ★

ネウボラ課 手当医療担当 048-424-9140（直通）



資格を取得する (ひとり親家庭自立支援事業)



ひとり親家庭の父・母の就業を支援するために、職業能力の開発等自立に向けた教育訓練を受ける場合、その費用の一部を助成します。(所得制限などの利用条件があります。)

◆自立支援教育訓練給付金事業

就労に必要な技術や資格を取得するために、雇用保険制度で指定された教育訓練講座(初任者研修・パソコン・医療事務など)を受講し、修了した方に給付金を支給します。ただし、雇用保険制度による教育訓練給付金の受給者には差額分を支給します。受講のために支払った入学料及び受講料の60%相当額(上限400,000円、下限12,000円)を支給します。

*受講開始前に必ず対象講座の指定を受けてください。

*対象者条件あり

◆高等職業訓練促進給付金等事業

経済的な自立に効果的であると考えられる資格(看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師等)を取得するために、1年以上(令和5年4月1日から令和6年3月31日までに修業開始の場合は6か月以上)養成機関で修業する場合、修業期間中(上限48か月)の生活の負担を軽減するために、訓練促進費を支給します。また、修業を修了した方には修了した日以後に、修了支援給付金も併せて支給します。

◇支給額

給付金名 課税・非課税	訓練促進費 (月額)	訓練促進費 最終学年(月額)	就学支援給付金 (修業終了後)
市県民税課税世帯	70,500円	110,500円	25,000円
市県民税非課税世帯	100,000円	140,000円	50,000円

◇支給期間

申請のあった月以降の修学全期間(上限4年)

- ★ 対象者は、児童扶養手当の支給を受けているか又は同様の所得水準にあって、訓練を受けることが、適職に就くために必要であると認められた人。
★ 利用を希望される人は、事前相談が必要です。(希望される方は早めに相談してください。)

● ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(県の実施事業)

上記の高等職業訓練促進給付金等事業の制度を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸付けることで修学を支援します。(返済免除要件あり)

*和光市が窓口となり、申請書類をお受けします。その後県に送付し、審査を受けます。

貸付の概要

対象者: 高等職業訓練促進給付金

貸付額: 入学準備金 50万円以内(例: 入学金、教材費等の納付金、学用品等)

就職準備金 20万円以内(例: 転居費用、被服費、移動用自転車等)

利子: 保証人あり: 無利子

保証人なし: 返還の債務の履行猶予期間は無利子ですが、履行猶予期間経過後は年1.0%の利子がつきます。

返還免除: 養成機関を卒業後、埼玉県内で、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合、貸付金の返済が免除されます。

★問い合わせ★ ネウボラ課 手当医療担当 048-424-9140(直通)



仕事を探す



※一般の方も利用している就労支援施設です。

◆和光市ふるさとハローワーク

ハローワーク朝霞と市が共同運営で開設された施設で就労のための相談などを行っています。専任の支援員が希望される仕事に必要な技術・知識についてのアドバイス、職業訓練などのご案内、履歴書・職務経歴書の作成等のサポートをしてくれます。

★問い合わせ★ 和光市役所6階 ☎048-464-8609

◆公共職業安定所(ハローワーク朝霞)

就労のための相談や職業紹介・職業訓練の紹介などをおこなっています。

★問い合わせ★ 朝霞市本町 1-1-37 ☎048-463-2233

◆和光市くらし・仕事相談センター「すてっぷ」

和光市から委託を受けたNPO法人ワーカーズコープと和光市社会福祉協議会が就労支援や家計相談支援を行っています。

★問い合わせ★ 和光市本町 20-25 パルテール和光 101 ☎048-423-5600

◆ハローワークマザーズコーナー

子育て中のお母さんの就職を支援するため、仕事と子育てが両立しやすい求人情報の提供や就労の支援を行っています。お子さんと一緒に利用できるようキッズコーナーなどを設け、相談しやすい環境が整備されています。

★問い合わせ★ さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセルント大宮ビル4階
☎048-856-9500

◆埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター

福祉関係の職業紹介や福祉の仕事体験研修などをおこなっています。

★問い合わせ★ さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-65彩の国すこやかプラザ1階
☎048-833-8033

◆埼玉県立職業能力開発センター

就職に必要な専門技術を身につけたい方に「OA経理に関するコース」「介護サービスに関するコース」等の講座を開いています。受講に際しては年齢制限等があります。

★問い合わせ★ さいたま市北区櫛引町2-449-11 ☎048-651-3122

◆埼玉県女性キャリアセンター

働きたい女性を応援するために、就職支援セミナーやお仕事相談、就職情報の提供などを行っています。予約制です。

★問い合わせ★ さいたま市中央区新都心2-2 ☎048-601-5810



母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度



母子家庭の母又は父子家庭の父及び寡婦の人の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しする埼玉県の制度です。

1 貸付の申請ができる方

1 母子家庭の母又は父子家庭の父（原則として生計中心者）で、20歳未満の子を扶養しており、次のいずれかに該当する方

(1) 配偶者が死亡又は配偶者と離婚し、現に結婚していない方

(2) 配偶者の生死が不明、又は配偶者から遺棄※されている方

※ 遺棄の状態が1年以上継続すると認められる場合に限ります。

(3) 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方

(4) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって働けない方

(5) 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方

(6) 婚姻によらないで母又は父となり、現に結婚していない方

2 父母のない、20歳未満の子

3 寡婦（一部所得制限があります。）

かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記(1)～(6)のいずれかに該当する方

4 離婚等で配偶者のいない40歳以上の女性であって、1又は3以外の方

（一部所得制限があります。）

5 1及び3に該当する方の子

（就学支度資金・修学資金・修業資金・就職支度資金のみ）

*母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦が連帯保証人としての要件（収入、資産等）を満たす必要あり。

2 所得制限

3または4に該当し、現在子を扶養していない方

*前年の所得額（1月1日から5月31日までに申請する場合は前々年の所得額）

が、2,036,000円以下の方が対象です。

*就学支度資金・修学資金・修業資金・就職支度資金（子の就職費用）を借りる場合には、親が申請者となり、子が連帯借受者（申請者と同様に返済義務を負う者）となることで、連帯保証人は不要になります。ただし、子本人が申請者となる場合（20歳未満の子の場合、法定代理人の同意が必要です。）は、母を連帯保証人とします。

3 貸付資金の種類

(1) 修学資金（月額）・就学支度資金の各貸付限度額

種類	貸付限度額		償還期間	据置期間	年利	
修 学 (月額)	高等学校・専修学校 (高等課程)	公立 27,000 円 私立 45,000 円	貸付期間 の2倍	卒業後 6か月	無利子	
	短期大学	公立 67,500 円 私立 93,500 円	貸付期間 の3倍			
	専修学校(専門課程)	公立 67,500 円 私立 89,000 円				
	大学	公立 71,000 円 私立 108,500 円	貸付期間 の2.5倍	20年以内 (個別相談にて決定)		
	大学院	修士課程 132,000 円 博士課程 183,000 円				
	専修学校	48,000 円	原則として貸付期間の2倍			

種類	貸付限度額		償還期間	措置期間	年利
就 学 支 度 (一括)	小学校	40,600 円	5年以内	卒業後 6か月	無利子
	中学校	47,400 円			
	高校	公立 150,000 円 私立 410,000 円			
	大学・短大	公立 370,000 円 私立 580,000 円			

*修学資金とは授業料・書籍代等で、学年や自宅通学・自宅外通学等により金額に違いがあります。就学支度資金とは入学金等に要する費用に該当します。

*小・中学校の就学支度金は所得税が非課税の方のみが対象です。

*貸付の可否や貸付金額は埼玉県西部福祉事務所で審査の上決定されます。

*納期限を過ぎると違約金が加算されます。

(2) その他の貸付資金の種類（別紙案内参照）

技能習得資金、修業資金、就職支度資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、事業開始資金、事業継続資金、結婚資金があります。

*上記の資金(修業資金を除く)を借りる場合、連帯保証人を立てる無利子となります
が、立てない場合は有利子となります。連帯保証人には資格要件があります。

4 貸付の申請に必要な書類

- (1) 申請書
- (2) 戸籍謄本（おおむね3か月以内に発行されたもの）
- (3) 所得証明書及び住民税納税証明書
- (4) 連帯保証人を立てる場合、連帯保証人の所得証明書
- (5) その他資金の種類により、入学許可書の写し、事業計画書、収支計画書等が必要



学費の援助制度いろいろ



【高等学校・専門学校・大学・短大】（対象・・・ひとり親家庭）

◆母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度（P.7 参照）

ひとり親家庭のお子さんが高等学校・専門学校・大学・短大などに進学する際の入学支度金と授業料（修学資金）の貸付が可能です。（所得制限あり）

就学支度金、修学資金、修業資金及び就職支度金（子の就職費用）を借りる場合、子が連帯借受者（申請者と同様に返済義務を負う者）となり、連帯保証人は不要です。ただし、子本人が借りる場合（※）は、母又は父を連帯保証人とします。

※20歳未満の子の場合、法定代理人の同意が原則必要です。また、小学校、中学校の就学支度資金は対象外です。

他の奨学金制度と併用する場合、奨学金制度が優先となり、母子の貸付制度で利用できる金額は必要な学費から奨学金を引いた金額となります。

★問い合わせ★ 埼玉県西部福祉事務所 ☎049-283-6780

一般に利用されている学費の援助制度

◆就学援助制度

一定の所得以下の世帯で、経済的理由により、児童を小・中学校へ就学させるのが困難な保護者に対し、在学中にかかる学用品費の一部や、修学旅行費、給食費などを援助します。 ★問い合わせ★ 学校教育課 学務担当 ☎048-424-9148 又は 各学校へ

◆入学準備金融資制度

高等学校や大学等の入学準備金の調達が困難な方に融資を行い利子分を補給する制度です。

★問い合わせ★ 学校教育課 学務担当 ☎048-424-9148 又は 各学校へ





高校生の学費負担を支援します！



高等学校等にかかる教育費とそれぞれの修学支援制度（令和5年10月現在）

※いずれの支援制度も所得基準等の要件があり、必要書類を揃えて申請する必要があります。

※申請時期が近くなりましたら、在学校（中学校又は高校等）から制度の内容や申請方法の案内がありますが、自身でも気をつけていましょう。

【制度一覧】

教育費	支援制度名及び概要	国公立	私立
①入学料・授業料	高等学校等就学支援金制度 ○国が生徒に代わり高等学校等の授業料を負担する制度	○	○
	授業料減免制度 ○高等学校就学支援制度対象外の世帯に高等学校の授業料を減額・免除する制度	○	—
	入学料減免制度 ○高等学校の入学料を免除する制度	○	—
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ授業料等を補助する制度	—	○
②授業料以外の教育費	高等学校等奨学のための給付金制度 ○学用品など授業料以外の教育費の一部を給付する制度	○	○
	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度 ○県内在住、県内私立高等学校等に通う世帯へ施設費等を補助する制度	—	○
③教育費全般	埼玉県高等学校等奨学金制度 ○高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度（要返還）	○	○

※詳細はP.11～P.13をご覧ください。





国公立高等学校に進学する生徒への修学支援制度



◆①入学料・授業料に関する支援制度

※入学料・授業料金額表※市立高等学校や国立高等学校の入学料・授業料や支援制度については、進学予定の学校へお問合せください。

課程	授業料	入学料
全日制	118,800 円（年額）	5,650 円
定時制（単位制課程を除く）	32,400 円（年額）	2,100 円
定時制（単位制課程）	1,750 円（1 単位につき）	
通信制	330 円（1 単位につき）	500 円

制度名	高等学校等就学支援金制度	授業料減免制度	入学料減免制度
内 容	国又は県が高等学校の授業料を負担する制度です。	県が高等学校の入学料を免除する制度です。	
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・国公立高等学校に在学していること ・保護者等（原則として親権者）の市町村民税の課税所得をもとに算出した金額 ※1が304,200円未満であること (世帯年収の目安は役910万円※2未満であること) 	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等就学支援金制度の対象外世帯であること ・入学料減免料制度の要件に該当すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等の被災、死亡、長期傷病、失職、離職などにより家計が急変した場合 ・保護者等の市町村民税所得割額は非課税（0円）の場合
補助額	上記の授業料と同額	原則、上記の授業料額と同額を免除	上記の入学料額と同額を免除
申請方法	4月に在学校へ申請します。 (オンラインでの対応を検討中)	4月以降に在学校へ隨時申請します。	4月以降に在学校へ隨時（原則6月まで）申請します。

※1 所得要件の判定額は次のとおり算出します。市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額額
※2 世帯収入は4人世帯（夫婦片働き（給与収入のみ）、高校生1人（16歳以上）、中学生1人）をモデルとしています。なお、どのような世帯編成であっても基準額304,200円は変わりません。

◆②授業料以外の教育費に対する支援制度（給付）

入学料・授業料のほか、修学旅行積立金やPTA会費などを在学校へ納入する必要があります。

支援制度名	国公立高等学校等奨学金のための給付金制度			
内 容	次の要件に該当する場合、授業料以外の教育費の一部を支給する制度です。			
要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等が県内に居住していること ・生活保護（生業扶助）受給世帯、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税（0円）世帯（家計急変による経済的理由から非課税に相当する世帯を含む） 			
給付額	世帯区分	課程	給付額	申請方法
	生活保護受給世帯	共通	32,300 円	毎年7月に在学校に申請 (早期給付は4月に在学校へ申請)
	道府県民税所得割額 市町村民税所得割額 非課税世帯	全日制・定時制	117,100 円～143,700 円（※）	
		通信制	50,500 円	

※世帯構成や扶養の状況によって給付額が変わります。



私立高等学校に進学する生徒への修学支援制度



◆①入学料・授業料・施設費に関する支援制度

◎入学料・授業料の支援制度

制度名	高等学校就学支援金制度	私立高等学校等父母負担軽減事業補助制度
内 容	国が私立高等学校の授業料の一部を補助する制度です。	県が私立高等学校の入学金・授業料・施設費等納付金の一部を補助する制度です。
要 件	<ul style="list-style-type: none"> 生徒が国内に住所を有していること 保護者等（原則として親権者）の市町村民税の課税所得をもとに算出した金額※1 304,200円未満であること（世帯年収の目安：910万円※2未満） 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒と保護者が県内在住で、県内の私立高等学校等に在学していること 保護者等の市町村民税の課税所得をもとに算出した金額※3が 212,700円を未満であること（世帯年収の目安：約720万円※2未満）
申請方法	4月に在学校へ申請します。 (オンラインでの対応を検討中)	6～7月に在学校へ申請します。

※1 所得要件の判定額は次のとおり算出します。市町村民税の課税標準額×6%—市町村民税の調整控除の額額
※2 世帯収入は4人世帯（夫婦片働き（給与収入のみ）、高校生1人（16歳以上）、中学生1人）をモデルとしています。なお、どのような世帯編成であっても基準額304,200円は変わりません。

◎補助額【全日制の場合】

世帯年収 ※3	約 500 万 円未満	約 590 万 円未満	約 609 万 円未満	約 720 万 円未満	約 910 万円 未満
授業料(円)	支援金	396,000円		118,800円	
施設費納付金	父母 負担	0円		268,200円	
入学金		200,000 円			
		100,000円（新入生のみ）			

※3 生活保護世帯及び家計急変世帯は、実際に負担する授業料・施設費等納付金を全額補助します。

◆②授業料以外の教育費に関する支援制度

制度名	私立高等学校等奨学金のための給付金制度			
内容	教科書代や学用品代など、授業料以外の教育費の一部を支給する制度です。			
要件	<ul style="list-style-type: none"> 保護者等が県内に住所を有していること 生活保護（生業扶助）受給世帯、市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額が非課税（0円）の世帯（家計急変による経済的理由から非課税に相当する世帯を含む） 			
給付額	世帯区分	課程	給付額	申請方法
	生活保護受給世帯	共通	52,600円	県内校在学の場合は学校へ、県外校在学の場合は県へ直接申請
	道府県民税所得割額 市町村民税所得割額 非課税世帯	全日制・定時制	137,600円～152,000円（※）	
		通信制・専攻科	52,100円	
※世帯構成や扶養の状況によって給付額が変わります。				
申請方法	県内高等学校等の場合は学校へ、県外高等学校等の場合は県へ直接申請します。			

★問い合わせ★ 埼玉県総務部学事課 高等学校担当「学費軽減ヘルプデスク」

☎048-830-2725



進学前に申し込む修学支援制度（貸付） (国公立・私立共通)



◆③教育費全般に関する支援制度

◎埼玉県高等学校等奨学金制度

- ・高等学校等で学ぶための費用を無利子で貸し出す制度です。
- ・この奨学金は貸与型です。高等学校卒業後に生徒本人が必ず返還しなければなりません。
- ・連帯保証人は不要で、中学3年生時に申請すると高校進学前に借り入れが可能です。

○対象者

次のすべての要件に該当する生徒が対象です。

- ・高等学校等に在学する生徒または進学予定の中学生であること。
- ・保護者等が埼玉県内に居住していること
- ・品行方正で学習意欲があり（※1）、経済的理由により修学が困難（※2）であること

※1 在学校の校長から推薦をうける必要があります。

※2 給与収入のみの4人世帯（夫婦片働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人）の場合は、世帯年収830万円以下が目安

○貸与額

下記の金額から、生徒本人が選択します。

区分	月額奨学金	入学一時金
国公立高等学校等	① 15,000円／月	① 50,000円
	② 20,000円／月	② 100,000円
	③ 25,000円／月	
私立高等学校等	① 20,000円／月	① 100,000円
	② 30,000円／月	② 250,000円
	③ 40,000円／月	

○返還について

返還期間：高等学校等卒業後4年6か月経過後から12年間

利 息：無利子（ただし、滞納した場合には遅延損害金の支払い義務が生じます。）

○募集時期と申請方法

募集時期によって貸与を受けられる時期が異なります。貸与を希望する場合は、いずれかの募集期間内に、在学する中学校（進学後は進学先の高等学校等）から申請の案内を受け取り、案内に記載の提出先まで必要書類（申請書・課税証明書・戸籍謄本等）を提出してください。

募集時期	貸与方法	貸与時期
令和5年11月～ 6年1月 中学3年生時申請	2回に分けて貸与	前期：令和6年2月下旬以降（入学一時金・月額奨学金6ヶ月分） 後期：令和6年10月以降（月額奨学金6か月分）
令和6年4月 高等学校等入学後申請	一括で貸与	一括：令和6年6月下旬以降 (入学一時金・月額奨学金12か月分)



高等学校・短大・大学・高専・専修学校の学費の支援



◆日本学生支援機構奨学金制度

国が実施する貸与型の奨学金です。高等学校・短大・大学・大学院・高等専門学校・専修学校などに通う学生本人が貸与し、卒業後に学生本人が返還していくものです。卒業後に返還されるお金は、後輩の奨学金として使われます。

第1種奨学金（無利子）と第2種奨学金（上限3%の利子あり）があります。

	第1種奨学金	第2種奨学金
◆基準	保護者の収入が一定額以下	保護者の収入が一定額以上
	特に優れた学生及び生徒で経済的理由により著しく修学に困難がある人	優れた学生及び生徒で経済的理由により修学に困難がある人
	貸与基準（学力・家計・人物・健康）を満たすことが必要	貸与基準（第1種奨学金よりゆるやか）
◆学力基準	申込時までの高等学校等の成績が5段階評価で平均3.5以上	①申込時までの高等学校等の成績が学校の平均水準以上であること ②特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められること ③学修意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
◆連帯保証人	必要	
◆申請方法	高等学校を通じて 予約採用（高校3年生の春）	
◆貸与期間	入学後4月から毎月振込み	
◆返還方法	卒業後7か月目から原則月賦で口座振替	

★問い合わせ★予約採用(進学前の申込み)は進学する前年度に在学している高等学校の窓口
在学採用(進学後の申込み)は進学年度、在籍する学校の奨学金窓口

◆国の教育ローン（日本政策金融公庫）

高校、大学への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。学生一人につき350万円以内を、固定金利（年1.95%…令和5年5月1日現在）（母子家庭・父子家庭または世帯年収（所得）200万円（132万円）以内の方の利率は年1.55%…令和5年5月1日現在）で利用ができ、在学期間内は利息のみの返済とすることができます。融資には審査が必要です。ご利用の際は時間に余裕をもって必ず出願前に申し込んでください。

★問い合わせ★ 0570-008656（ナビダイヤル）<http://www.jfc.go.jp/>

◆大学の奨学金

各大学では、独自の奨学制度や民間の奨学制度を斡旋しています。大学ごとに利用できる制度は異なりますので、入学を希望する大学の奨学金窓口やホームページにて予め確認が必要となります。

★問い合わせ★ 各大学の奨学金窓口



幼稚園の入園料



◆幼稚園児保護者入園料補助金（和光市単独補助事業）

対象/ 本年1月1日～12月31日まで継続して市に居住する（住民登録のある）世帯で、私立幼稚園（学校教育法の規定による認可幼稚園）に子どもを就園させている保護者で、前年の所得申告が済んでいる方。

申請方法/各幼稚園を通じ配布される申請書に必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。

通知・交付方法/補助金が交付となる保護者の方には、各幼稚園を通じて通知・交付します。

交付時期/翌年2月中旬～3月上旬ごろ

【補助金額】

所得の基準	補助額（年額）
生活保護受給世帯	35,000円
市民税が非課税又は市民税所得割が非課税の世帯	35,000円
市民税所得割額が211,200円以下の世帯	15,700円
市民税所得割額が211,200円を超える世帯	12,000円

◆和光市特定教育施設入園料等補助金（和光市単独補助事業）

対象/ 本年1月1日～12月31日まで継続して市に居住する（住民登録のある）世帯で、私立幼稚園及び認定こども園のうち、子ども・子育て支援新制度に移行した施設（特定教育施設）に子どもを就園させている保護者で、前年の所得申告が済んでいる方。

申請方法/特定教育施設を通じ配布される申請書に必要事項を記入し、施設に提出してください。

通知・交付方法/補助金が交付となる保護者の方には、各施設を通じて通知・交付します。

交付時期/翌年2月中旬～3月上旬ごろ

【補助金額】

所得の基準	補助額（年額）
生活保護受給世帯	35,000円
市民税が非課税又は市民税所得割が非課税の世帯	35,000円
市民税所得割額が211,200円以下の世帯	15,700円
市民税所得割額が211,200円を超える世帯	12,000円



★問い合わせ★ 保育サポート課 入所相談担当
☎048-424-9130



◆JR通勤定期乗車券の割引制度

児童扶養手当を受けている（全部支給停止の方は除く）世帯の世帯主、又は世帯員が、通勤のためJRを利用する場合、定期乗車券の購入にかかる費用が3割引になります。（学割等との併用はできません） ★問い合わせ★ ネウボラ課 手当医療担当 ☎048-424-9140

◆県営住宅抽選時の優遇制度

内容/ 年4回（1・4・7・11月）の募集期間があります。各募集月1～21日までに申込み、抽選により入居者を決定・登録します。ただし、所得制限等があります。

対象者/①県内在住・在勤 ②県民税・市民税の滞納がない ③現在、民間の賃貸住宅に居住等

※「県営住宅入居者募集案内」は、申請月に市役所2階の建築課又は1階の総合案内にて配布しています。

★問い合わせ★ 埼玉県住宅供給公社入居・相談プラザ ☎048-658-3017

◆国民年金の保険料免除制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合は、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。原則として前年所得により審査されます。

免除には全額免除制度、一部免除制度（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）があります。免除を受けた期間は保険料を全額納付した時に比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。免除などの承認期間が10年であれば、追納（加算あり）ができます。

★問い合わせ★ 保険年金課 年金後期高齢者医療担当 ☎048-424-9151

◆遺族年金

国民年金加入中の夫（妻）が死亡した場合、生計を維持されていた「子のある妻（夫）」または「子」に遺族基礎年金が支給されます。厚生年金に加入していた場合は、遺族厚生年金も支給されます。なお、受給のためには国民年金保険料の納付要件、児童の年齢などの条件があります。

★問い合わせ★ 年金事務所または所属の共済組合

（川越年金事務所（旧社会保険事務所）お客様相談室 ☎049-242-2657）

◆税法上の優遇措置

所得税（国税）・市県民税（地方税）のひとり親・寡婦控除が受けられる場合があります。

★問い合わせ★ 課税課 住民税担当 ☎048-424-9102

◆ニュー福祉定期預金

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受給している世帯が受給者証を添えてゆうちょ銀行に申し出ると、一般の定期預金より高利息で預金（一定額まで）ができます。

◆少額貯蓄非課税制度（新マル優制度）の適用

児童扶養手当、遺族基礎年金などを受給している世帯が受給者証を添えて金融機関に申し出ると、一定額までの預貯利子が非課税になる場合があります。（取扱っていない銀行もありますのでご確認ください。）

★問い合わせ★ 各金融機関へ



ひとり親のための施設など



◆埼玉県西部母子福祉センター

母子家庭のお母さんが生き生きと暮らせるよう各種の相談をお受けしています。

【生活相談・養育費相談・法律相談・就業相談】

生活してゆくうえでのさまざま疑問や養育費の相談などを受けています。

法律的な解決を必要とする法律相談は、月2回実施しています。

相談は月曜～金曜までの8時30分から17時15分まで。電話または来所。

★問い合わせ★ 坂戸市大字石井 2327-1 西部福祉事務所内

☎049-283-7991

◆（公財）埼玉県ひとり親福祉連合会

就業支援の一環としての「パソコン教室」や「就業支援講習会」、母子家庭の交流を図る「地域別交流会」や「子育て支援セミナー」などを実施しています。

★問い合わせ★ さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎内

☎048-822-1951

◆埼玉県配偶者暴力相談支援センター（婦人相談センターDV相談担当）

夫やパートナーからの暴力など女性の様々な相談に応じています。

★問い合わせ★ ☎048-863-6060

DVお悩みチャット@埼玉 チャット相談で受付しています（相談無料・匿名可）

スマートフォンからは右のQRコードよりご利用ください→



◆母子生活支援施設

20歳未満のお子さんを育てている母子家庭のお母さんがさまざまな事情により、子育てや生活が困難な時、お子さんと一緒に入所できる施設です。

★問い合わせ★ 子ども家庭支援課 児童相談担当

☎048-424-9124



相談機関・関係機関



◆法テラス埼玉

離婚や借金などの法的トラブルを解決するために、だれでも、必要な法的支援を受けられるよう設立された公的な機関です。法的トラブルの解決に必要な情報やサービスの提供を行っています。経済的に余裕の無い方には無料法律相談や、弁護士などの費用の立て替えも行っています。

無料法律相談は、事前予約制で、時間は1回30分程度です。

*詳しくは、法テラス埼玉 ☎ 050-3383-5375

法テラス川越 ☎ 050-3383-5377

法テラスのホームページでは、メールでの相談も受付けています。

◆さいたま家庭裁判所

離婚、財産分与、養育費等の調停や子の氏変更などの手続きを行っています。

★問い合わせ★ 家事訟廷事務室 ☎ 048-863-8844・8876

◆埼玉弁護士会川越支部法律相談センター

離婚や相続、金銭の債権などの相談を受付けています。(予約制)

★問い合わせ★ ☎ 049-225-4279

◆公証役場

養育費、慰謝料、財産分与、生活補償費の請求等の約束事について、取り決めた内容を公的な証書に残す手続きをしてくれます。

★問い合わせ★ 川越公証役場 ☎ 049-224-9454

◆養育費等相談支援センター

養育費の取り決めや不払いについての相談を受けています。

★問い合わせ★ ☎ 03-3980-4108

☎ 0120-965-419 (携帯電話は使えません)

◆所沢児童相談所

お子さんの発育・発達・虐待・児童施設への入所など児童全般の相談を受けています。

★問い合わせ★ ☎ 04-2992-4152

◆With You さいたま (埼玉県男女共同参画推進センター)

男女それぞれが自分らしく生きていけるよう各種の相談事業を行っています。

★問い合わせ★ ☎ 048-600-3800



和光市役所各課のご相談



◆和光市役所各課のご案内

ネウボラ課・手当医療担当

☎048-424-9140（直通）

- ・離婚や離婚後の生活・子育て・自立に関する相談、児童扶養手当、ひとり親家庭医療費、子どもの医療費、児童手当の相談や申請をお受けしています。

ネウボラ課・母子保健担当

☎048-424-9087（直通）

- ・乳幼児の健診や発達、母子保健に関する相談をお受けしています。

子ども家庭支援課・児童相談担当

☎048-424-9124（直通）

- ・子育てに関する悩み等、困り事がある場合、まずはこちらにご相談ください。

市民活動推進課・相談消費者担当

☎048-424-9129（直通）

- ・離婚や慰謝料など法的なトラブルについて、弁護士による法律相談を行っています。
要予約。

生活支援課・保護担当

☎048-424-9122（直通）

- ・病気などで働けず、生活に困っている方の相談をお受けしています。

保険年金課・国民健康保険担当

☎048-424-9127（直通）

- ・国民健康保険の加入・脱退・給付・保健事業に関すること、国民健康保険税についての相談をお受けしています。

保険年金課・年金後期高齢者医療担当

☎048-424-9151（直通）

- ・国民年金の資格・国民年金保険料の免除申請についての相談をお受けしています。

収納課・徴収担当

☎048-424-9105（直通）

- ・市税等の支払いについての相談をお受けしています

保育サポート課・入所相談担当

☎048-424-9130（直通）

- ・保育園の相談や申請、幼稚園の補助金等の取りまとめをしています。

保育施設課・施設整備担当

☎048-424-9131（直通）

- ・学童クラブの相談や申請、児童館・児童センターの利用案内を行っています。

和光市教育支援センター

☎048-466-8341（直通）

- ・学校生活などにおける、お子さんや保護者の方の悩みの相談や、不登校のお子さんのための適応指導を行っています。

和光市役所 代表電話 ☎ 048-464-1111

